

議案第 4 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の公布に伴い、条例の規定を整理するため、君津市都市計画税条例（昭和 46 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市都市計画税条例（昭和46年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。  
附則第15項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

君津市都市計画税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第63条</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第61条</u>」とする。</p>